特定非営利活動法人 日本艶歌歌謡協会定款

第1章 総 則

（名 称）
第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本艶歌歌謡協会という。

（事務所）
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区新宿五丁目11番20号伊土ビル201に置く。

3. この法人は、前項のほかに従たる事務所を置く。
   ① 福島県郡山市大槻町字中谷地88番地6
   ② 東京都品川区豊町一丁目4番10号
   ③ 東京都大田区中央三丁目20番10号
   ④ 千葉県市川市行徳駅前二丁目13番13号
   ⑤ 千葉県市川市稲荷木三丁目14番16-B104号

第2章 目的及び事業

（目 的）
第3条 この法人は、すべての人に対して、日本の心の歌を通じて人間と自然の共生をテーマとした啓蒙活動、本協会基金による支援活動を行い、もって国民の生涯教育の一環として、国民の健全な学術、文化、芸術の発展と向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1)音楽教育の推進を図る活動
(2)文化・芸術の振興を図る活動
(3)環境の保全を図る活動
(4)同様の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又援助の活動

（事業の種類）
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。
(1)日本の大衆音楽・芸能の普及啓蒙のための出版物の出版
(2)インターネットによる日本の大衆音楽・芸能関連の情報提供
(3)青少年の育成事業
(4)老人福祉ホームへ及び諸官庁の施設などへの慰問活動

(5) 日本人の心のふるさとの歌に関する調査研究
(6) 同様の団体への支援
(7) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次の収益事業を行う
(1) インターネットによる情報の配信サービス事業
(2) 広告事業
(3) 教育研修事業
(4) 出版事業
(5) 物品販売事業
(6) 人材斡旋事業

3 前項に掲げる事業は、第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員 この法人の事業の趣旨に賛同し協力する団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようするものは、理事長が別に定める入会申込書より、理事長に申し込むものとする。
2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
(3) 継続して2年以上会費を延滞したとき。
(4) 除名されたとき

(退　会)

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除　名)

第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款等に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不偏還)

第１２条　既に納入した入会金、会費その他の搬出金品は、返還しない。

第４章　　役　員及び職　員

(種別及び定数)

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事３人以上

(2)　監事１人

2　理事のうち１人を理事長に、１人を副理事長とする。

(選任等)

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職　務)

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解　任)

第１８条　役員が各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職　員)

第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は理事長が任命する。

第5章　総　会

(種　別)

第２１条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)　事業計画及び収支決算

(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)　入会金及び会費の額

(7)　借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

(8) 事務局の組織及び運営

(9)　その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数から５分１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条　総会は、第24条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第２６条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第２７条　総会は、正会員数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第２９条　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第２項、第30条第１項第２号及び第５１条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、署名、押印しなければならない。

第6章　理　事　会

(理事会の構成)

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条　理事会は、次の各号の一に該当場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第33条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。

3　前項の規定により表決した理事は、第 38 条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(理事会の議事録)

第 38 条　理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が記名捺押印又は署名しなければならない。

第７章　資　産及び会　計

(資産の構成)

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

(資産の区分)

第 40 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

(資産の管理)

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第43条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(2) 収益事業会計

(事業計画及び予算)

第４４条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第４５条 前条の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予讃成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第４７条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第４８条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年の３月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄所の変更を伴わないもの）
(2) 資産に関する事項
(3) 広告の方法

(解　散)

第 52 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければ成らない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければ成らない。

(残余財産の帰属)

第 53 条　この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、社団法人あゆみの箱に譲渡するものとする。

(合　併)

第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ成らない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑　則

（細　則）

第 56 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２、この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3、この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年３月 31 日までとする。

4、この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年３月 31 日までとする。

5、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６、この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次にあげる額とする。

(1)　入会金　１０，０００円

(2)　年会費　　５，０００円

当法人の定款である。

理事　斉藤仁克

[redacted]

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理　事　高橋武一郎

理　事　高橋浩子

理　事　新井穣

理　事　西條正智

理　事　秋山好

理　事　安藤弘

理　事　木口千枝

理　事　庄子昌宏

理　事　加藤武弘

理　事　久保秀夫

理　事　加藤宏之

理　事　松島和雄

監　事　松木正光